

経済援助給付奨学金(自然災害による被災者対象)申請要項 (2014年度学部入学生)

中央大学

1.申請資格

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)2014年度に本学に入学する意志があること(入学手続書類記載の一括納入手続A手続または、入学申込手続B-1手続を行う方)。※本学に入学することが奨学金の受給資格となります。
- (2)岩手県・宮城県・福島県・茨城県のうち、東日本大震災により災害救助法が適用された市区町村に、家計支持者(学費負担者)が居住していたこと(2011年3月11日時点)。
- (3)家計支持者(学費負担者または生計を一にする同居親族(2親等以内))が所有する住家(借家は除く)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「全焼」・「全流失」・「大規模半壊」であること。あるいは家計支持者(学費負担者)が死亡した場合。
- (4)家計支持者(学費負担者)の2013年分の収入・所得が、以下のア、イのいずれかを満たすこと。
 - ア. 給与収入のみの場合
収入金額(源泉徴収票の支払金額)が567万6千円未満であること。
 - イ. 給与収入以外の収入がある場合(例:自営業者や会社員で、事業所得や不動産所得がある)
合計所得金額が400万円以下であること。

※在日外国人の方は在留資格が永住者(またはそれに準じる者)であることが必要です。

2.給付奨学金額

入学申込金および入学完了手続金(学費1期分:授業料の半額と施設設備費及び実験実習料の全額)相当額

ただし、既に納付していただいている入学申込金(24万円)については、本奨学金採用者には、本学入学後に同額を給付奨学金として返還いたします。また、学費1期分相当額の給付奨学金については直接の交付はせず、2014年度学費に充当します。

※諸会費(学友会費・父母連絡会費)は免除します。

※2014年6月以降に学費2期分・3期分の納入が必要になります。

※入学完了手続を行わなかった場合、または入学辞退をした場合には奨学生としての採用資格を失います。納入いただいた入学申込金は一切返還いたしません。あらかじめご了承ください。

3.申請方法

必要書類(本学所定用紙)を送付してください。

詳細については、合格者へ送付する入学手続要項に掲載しますので、ご確認ください。

※外国人留学生入試については入学手続要項に詳細を掲載していないため、厚生課・理工学部生生活課へお問い合わせください。

なお、本奨学金の申請につきまして、次頁の証明書類等を提出していただく必要があります。

4.提出書類

提出書類		提出区分	備考
①	経済援助給付奨学金(自然災害による被災者対象)申請書	全員必須	別紙1。
②	罹災証明書	住家が被災した場合	原本が必要です。市区町村役場で発行されます。
③	被災建物に関する登記事項証明書(所有者事項証明書)	住家が被災した場合	原本が必要です。法務局で発行されます。
④	住民票の写し	全員必須	世帯全員分の情報(続柄を含む)が記載されている原本が必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
⑤	家計支持者(学費負担者)の死亡を確認できる書類	家計支持者が死亡の場合	コピー可。
⑥	家計支持者(学費負担者)の <u>2013年</u> 収入書類 ※二次審査時に提出	全員必須	・給与収入のみの場合 会社発行の源泉徴収票(原本)。別紙2に貼付してください。 ・給与収入以外の収入がある場合(例:自営業者や会社員で、事業所得や不動産所得がある) 確定申告書第一表・第二表の控えのコピー(税務署受付印があるもの)。

※入学検定料免除申請の際に、上記証明書等の原本を提出された方は、申請書(別紙1)のチェック欄にチェックをしてください。証明書等は添付不要です。

※やむを得ない事情により原本提出が困難な場合は、審査させていただきますので、その理由を申請書(別紙1)にご記入ください。

※申請内容によっては電話での確認や上記以外の書類を提出していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5.注意点

- ・ 申請期限を越えての申請は一切受付できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本学の複数の入学試験に合格された方は、入学手続要項に記載の「本学の複数の入学試験を受験する場合の注意点」をよくお読みください。入学手続先を変更される場合は、必ず入学センターへご連絡ください。先に合格された入学試験で一次・二次採用を受けていた場合、変更後の入学手続先で一次・二次採用となります。
- ・ 各種奨学金との併用は認められない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 退学・休学・学則違反したとき、申請内容が事実と異なっていたなどの事由により受給資格を失った場合は、速やかに一括で給付奨学金を返還していただきます。
- ・ 入学手続を全て完了した二次採用者が入学の辞退を希望する場合は、手続要項記載の入学辞退手続を必ず行ってください。 3月31日(消印有効)までに入学辞退届の提出がなかった場合は、給付奨学金の返還義務が発生する場合がありますので、ご注意ください。

6.その他の支援について

学内・学外における貸与・給付奨学金制度があります。詳細は3月中旬以降に送られる奨学金冊子をご覧ください。

7.お問い合わせ先(連絡先は入学手続要項の裏表紙に記載しています)

◇入学手続に関するお問い合わせ

入学センター：TEL.042-674-2160

◇本奨学金、その他の貸与奨学金に関するお問い合わせ

文系 学生部事務室厚生課：TEL.042-674-3461 理系 理工学部学生生活課：TEL.03-3817-1716